

## 学校給食費の公会計化の状況について

### 1 学校給食費公会計化の目的

保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収管理業務の集約及び効率化や教員の業務負担軽減を図るため、学校給食費については、学校長の管理責任のもと徴収管理を行う私費会計から市が学校給食費の徴収管理を行う公会計へ令和5年度から移行した。

### 2 経過

小学校共同調理場校（11校）を対象として学校給食費の公会計化を令和5年度1学期から実施し、令和5年度2学期からの東調理場の稼働と合わせ、小学校旧単独調理校（8校）及び中学校全9校を公会計化した。

	～R5.3月	R5.4月～	R5.8・9月（2学期）～
小学校共同調理場校（11校）	私費会計		公会計
小学校旧単独調理校（8校）			
中学校（9校）			

### 3 公会計の効果

従来特定の金融機関しか選択できなかった給食費の引き落とし口座について、学校給食費の公会計化により、市の公金を取り扱う金融機関から自由に選択できるようになり、保護者の利便性が向上した。また、各校が行っていた業務を集約することで効率的な徴収管理業務が可能となった。学校現場における給食費の徴収管理・督促業務等が市に移管されることで、学校における教職員の負担軽減が図られている。

### 4 私費会計における学校給食費の収入未済金（債権）及び精算金について

私費会計により運営されてきた学校給食費会計事業を市に継承することに伴い、各学校長に徴収管理責任がある学校給食費の収入未済金（債権）及び学校給食費と食材料購入費の収支差額を含めた精算金を以下のとおり取り扱う。

#### （1）学校給食費の収入未済金（債権）について

私費会計の学校給食費においては、徴収管理責任が学校長にあるため、収入未済金の学校給食費は債権として取り扱う。文科省「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」及び民法第四百六十六条（債権の譲渡性）より、学校長と債権譲渡契約書を取り交わし、債権を市が引き継ぐ。

#### （2）学校給食費の精算金について

精算金については、残余財産として、民法第五百四十九条（贈与）に基づき学校が市に贈与することとする。市と学校長が財産贈与契約を締結する。

### (3) 収入未済金と精算金の内訳

会計区分	収入未済金	精算金
小学校共同調理場校（11校）	1,455,814 円	8,010,424 円
小学校旧単独調理校（8校）	42,680 円	578,527 円
中学校（9校）	3,250 円	272,461 円
合計	1,501,744 円	8,861,412 円

【参考】学校給食費の調定額の規模
281,446,689 円
70,827,435 円
46,860,733 円
399,134,857 円

※中学校の収入未済金は、ミルク給食費分。

※【参考】学校給食費の調定額の規模について、小学校共同調理場校は令和4年度分、小学校単独調理校及び中学校は令和5年度1学期分。

### (4) その他

精算金については、令和6年第1回市議会定例会最終日の本会議において諸収入として補正予算計上をお願いすることとしている。